

## 5 類感染症への位置づけ変更に係る主な施策

## ○検査体制

5 類感染症移行に伴う検査体制は、下記の表のとおりです。

下記の検査は、5 月 8 日から 9 月 30 日まで（予定）の間において継続とします。

事項	5 月 7 日まで	5 月 8 日～9 月 30 日（予定）
高齢者施設等集団検査	高齢者施設等の従事者・入所者を対象に、陽性者発生時に集団検査を実施	継続 施設で陽性者が発生した場合に保健所判断で実施
高齢者施設等従事者の集中検査	入所系・居住系の高齢者施設等の従事者は 3 日に 1 回の抗原定性検査（大阪府事業）、 通所系・訪問系は週 1 回の PCR 検査を実施（堺市事業）	継続
高齢者施設等「スマホ検査センター」	入所者等に症状が出た場合にスマートフォン等で検査を申込の上、検査を実施	継続（※）

※対象施設を限定し抗原定性検査での検査に変更（詳細は以下ホームページ参照）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/coronafukushi/index.html>

## ○助言対応

保健所等による感染拡大防止の相談対応等は、継続して随時実施します。

（お問合せ先）

感染症対策課 TEL：072-222-9933